

秋田北高等学校の部活動等運営方針

令和 7 年 5 月 秋田県立秋田北高等学校

1 基本方針

本校の部活動は、生徒一人一人が、校訓「自求真善美」の下、運動・文化面における能力を主体的に向上させることができるよう、次に示す各項に基づき、合理的かつ効率的・効果的に行われるものとする。

(1) 活動時間について

- ① 平日は、3 時間程度とする。
- ② 土曜・日曜（以下「週末」）及び祝日は、4 時間程度とする。
- ③ 冬期間（降雪期）は、平日における活動時間の短縮を心掛ける。

(2) 休養日・休止日について

- ① 平日は、週当たり 1 日以上休養日を設ける。
- ② 週末は、月当たり 2 日以上休養日を設ける。
- ③ 定期考査 1 週間前から終了前日までは、原則、休止日とする。
- ④ 学校閉庁日は、休止日とする。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (2) 週末の大会参加に関しては、原則として月 2 大会までとする。
- (3) 夏季及び冬季休業中は、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 週末における練習試合等の活動時間については、この限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮する。
- (5) その他特別な事情がある大会参加等に関しては、生徒の健康管理等に配慮した上で、校長が判断し許可するものとする。

3 その他（校内確認事項）

- (1) 本方針は本校に設置する全ての運動部・文化部・同好会に適用するものとし、各部活動等の顧問は、本方針に基づいた年間及び月間活動計画を作成するものとする。
- (2) 基本方針（1）について、特別な事情がある場合は、年間及び月間指導計画を提出する際、校長に申し出ること。
- (3) 基本方針（1）の③について、降雪期は日照時間が短いことや生徒の登下校及び教職員の通勤に要する時間が増えることから、安全面等への配慮を兼ねるものであること。
- (4) 基本方針（2）について、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、学習時間の確保等を目的とするものであることから、完全休養日とし、自主練習等についても原則として行わないこと。
- (5) 基本方針（2）の②について、2 日以上休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替えること。
- (6) 留意事項（3）について、生徒が十分な休養を取れるようにするとともに、主体的に多様な活動ができるように配慮すること。
- (7) 留意事項（4）について、終日の練習試合、毎週末の実施等にならないよう配慮すること。併せて顧問は年間及び月間活動計画等を生徒や保護者に提示し、見通しのある部活動を展開するように努めること。
- (8) 留意事項（5）について、原則として顧問は、事前に保護者及び生徒の了解を得た上で、年間及び月間活動計画を提出する際、校長に申し出ること。